

PTA

令和5年度

平小

PTAのしおり

PTAとは

Parent 保護者
Teacher 教職員
Association 会 の略
PTAの規約に基づいて
活動します

会員

平小学校に在籍する児童の
保護者と教職員

会員はみな対等な権利を持ち
平等の義務をはたします

保護者と教職員が協力し
家庭・学校・社会における
子どもの
しあわせな成長
をはかる

PTAの目的

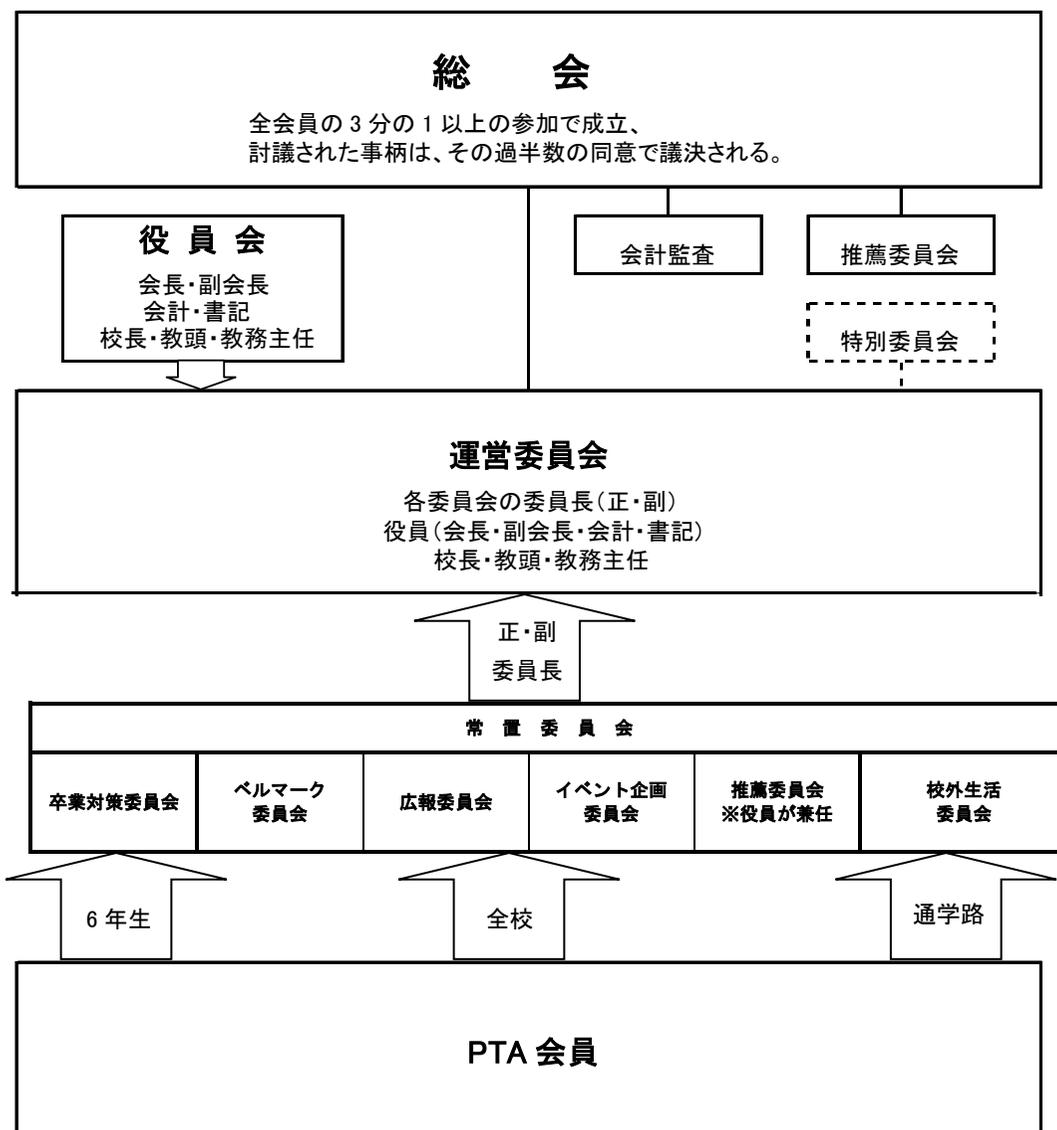
会費(月額)

- 保護者会員
各家庭 300円 +
児童1人あたり 50円
- 教職員会員
350円

PTAのしくみ

PTAは任意加入の団体です。子ども達の安心安全かつ充実した学校生活のために、活動しています。ご加入いただき、活動にご協力いただければ幸いです。

PTAには全会員で構成される「総会」、役員と校長・教頭・教務主任で構成される「役員会」、常置委員会の委員長（正・副）と役員、校長・教頭・教務主任で構成される「運営委員会」、全校と通学コースごとに選出された委員が所属する「常置委員会」などがあります。



●総会

総会は、全会員によって構成される最高の決定機関で、毎年1回開かれます（4月末～5月）。

会は全会員の3分の1以上の参加をもって成立し、討議された事柄は、その過半数の同意によって議決されます。また、必要な時には臨時総会を開きます。

●役員会

役員（会長・副会長・会計・書記）と校長・教頭・教務主任で構成され、議事がある時のみ会長の招集により開催します。運営上必要な案件について、協議・調整を行います。

宮前区PTA担当は、平小PTAと宮前区PTA協議会との連絡役として、役員会に情報を提供します。

●運営委員会

役員と常置委員会（卒業対策・広報・校外生活・イベント企画・推薦・ベルマーク）の委員長（正・副）と校長・教頭・教務主任で構成され、議事がある時のみ開催します。総会で決定した内容を実行するための機関です。

開催された際の内容は「運営委員会開催報告」で全会員にお知らせします。

●委員会

委員会には常置委員会と、臨時に置かれる特別委員会とがあります。

常置委員会は、卒業対策委員会、推薦委員会、ベルマーク委員会、広報委員会、校外生活委員会、イベント企画委員会です。

●ボランティア

役員および委員の活動内容により、必要に応じてボランティア募集をする事があります。日程のご都合がつくようであれば、積極的なご参加をお願いします。

PTA委員や役員選出の流れ

委員や役員は大切な役割ですが、特別なものではありません。児童1人につき1～2回のご協力をお願いしたいと考えています。委員や役員以外の方も会員として所属し、ボランティア等にご協力いただく事でPTA活動を支えます。参加する方は、大人であれば家族のどなたでも結構です。

PTAに関わる事柄で困ったときには、一人で悩まず、役員や所属する委員会の委員長（正・副）に相談してください。連絡先が分からなければ、PTAの問い合わせ用メール(taira.pta@gmail.com)にご連絡ください。役員が対応します。

●委員の選出

校外生活委員は、年度末までに次年度の委員を決めます。前年度の校外委員によって通学路コース（赤・白・黄・緑・青・ピンク・オレンジ）ごとに募集されます。

他の委員（卒業対策・ベルマーク・広報・イベント企画）は、次年度の役員と校外生活委員の選出終了後、活動開始時期までに決定します。委員の選出は、前年度の役員が担当します。

・委員に選出されたら・・・

校外生活委員以外は、4月に招集される第1回委員会に参加します。前年度の委員から、具体的な活動内容の説明を受けたあと、話し合いで委員長（正・副）を選出します。校外生活委員会は前年度中に行います。

・委員長（正・副）に選出されたら・・・

第1回委員会で正・副委員長に選出された方は、「運営委員会」にも参加し、委員会活動をする上で必要な事柄について、役員より説明を受けます。

1年間、委員長を中心に話し合いながら委員会活動を行います。児童の教育環境の向上につとめつつ、会員同士の親睦を深めていきましょう。また、お互いの家庭や個人の事情に配慮し、無理のないやり方を工夫することが大切です。

●役員と会計監査の選出

推薦委員会(前年度の役員)が次年度の候補者を選定し、信任投票を経て決定します(活動開始時期までに)。

●役員に選出されたら・・・

信任投票で決定した後、前年度役員と一緒に、第1回委員会、第1回運営委員会、総会の準備をします。その間に引き継ぎも行います。

運営委員会の準備・進行のほか、各委員会や学校と保護者の連絡・調整など、年間事業計画に従い、円滑なPTA運営を支えます。

常置委員会について

推薦委員会

役員が兼任し、教職員2名も相談役として加わります。委員長2名（正・副）を選出します。

次年度の役員・会計監査の候補者を本人の承諾を得て選出し、信任投票を行い、結果を全会員に報告します。

卒業対策委員会

6年生より、必要人数を募集し、委員長1名・副委員長1～3名（正・副）を選出します。

主な活動は、卒業の記念品の選定、卒業式の花の手配です。

ベルマーク委員会

全校より、必要人数を募集し、委員長1名・副委員長1～3名（正・副）を選出します。

子どもによるベルマーク委員会と協力し、ベルマーク・トナー・インクカートリッジ（キャノン、エプソン、ブラザー）・テトラパックの回収・集計作業を行い、ベルマーク財団へ発送します。貯まったベルマーク点数については、子どものベルマーク委員会が物品やサービスの購入を検討します。

広報委員会

全校より、必要人数を募集し、委員長1名・副委員長1～3名（正・副）を選出します。

主な活動は、広報紙「たいら」の教職員紹介号と卒業記念号の制作・発行です。

取材時には委員バッジや腕章などを身につけています。



イベント企画委員会

全校より、必要人数を募集し、委員長1名・副委員長1～3名（正・副）を選出します。

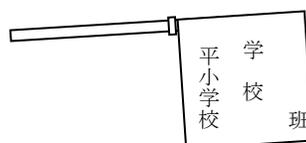
主な活動は、子供のためのイベント等の企画・運営です。

校外生活委員会

通学路コースごとに募集します。募集人数はコースによって異なります委員長1名・副委員長1～3名（正・副）を選出します。

子供たちが学校外で安全に楽しく生活できるように、交通安全や地域社会の教育環境を見守ると共に、地域の他の団体との交流を行います。地域教育会議主催の「地区別懇談会」や「ふれあい音楽祭」の企画・運営に関わります。

また、子供たちと会員の福利厚生を目的とした資源回収業務を担当します。



PTAの円滑な運営のために

●PTA会員・児童カード(兼 個人情報同意書)

児童カード(右の図1参照)は児童1人につき1枚作成し、卒業まで使用します。委員や役員等を経験したポイントが記録されます。ポイントは委員や役員を引き受けた子供でのみ有効となり、役員選出や委員決めの際に考慮されます(下の表参照)。

なお、再転入した場合は在籍時の記録が活かされますので、お申し出ください。

お子様の卒業年度まで役員にて保管し、卒業後は役員にて廃棄します。途中退会された方の児童カードにつきましても、再入会の可能性に考慮し同様に保管廃棄します。

<カードに記録されるポイント数と特典一覧>

役割	ポイント	特典
ボランティア	なし	
委員	1	同年度には、他のきょうだいでは役員・委員に選出されません。
委員長 (正・副)	2	同年度には、他のきょうだいでは役員・委員に選出されません。 ※次年度以降、正副には選出されません。立候補は可能です。
役員 区P担当 宮前区PTA協議会役員	免除	該当児童については、卒業まで役員・委員の選出から免除されます。 同年度には、他のきょうだいでは役員・委員に選出されません。 ※2回免除を取得すると、未就学児を含むきょうだい全員の卒業までの役員・委員選出から免除されます。
会計監査	なし	会計監査を受けた年度は、委員に選出されません。

●ポイントについて

役員・委員を持ち回りで担う事で、一人一人にかかる負担を軽減したいと考えております。

立候補を原則とした選出をしますが、必要人数に不足する際は経験のない方から優先して、お願いの声掛けをさせていただきます。

ポイントはお願ひする方の優先順位をわかりやすくするためのものであり、強制するためのものではありません。

なお、立候補であれば経験回数に制限はありません。

●宮前区PTA協議会役員

宮前区PTA協議会役員は、向丘中・平中学校区（2中学校4小学校）から1～2名選出されます。輪番制のため、当番の年度のみ募集します。

※区P、宮前区PTA協議会役員のみ、任期は6月～翌年度5月です。

●情報配信システム（ミマモルメ）

携帯電話やパソコンの電子メール機能を利用し、学校やPTAからの連絡事項や不審者情報などを一斉に送信するシステムです。加入手続き等、詳しくは学校からのお知らせをご覧ください。

●IDカード

1世帯に2枚ずつ、学校から配布されます。授業参観やPTA活動などで学校に来る際に身につけて下さい。忘れた場合は職員室で借りられます。

●PTA会議室

PTA会議室は体育館の2階にあります。所定の手続きをすれば、夜間（午後9時まで）や休日でも委員会活動に使用できます。

●PTA総合保障

PTA活動中のケガの治療費について保障する制度です。PTA活動中にケガをした場合、PTA役員に申し出てください。所定の手続きを行います。

●PTAからのお知らせについて

令和3年度から、ミマモルメによるオンライン配信が可能になりました。但し、配信の同意を得ていない個人情報に関する内容が記載されているものや、特定の会員のみへの内容は、プリントにて児童を通じて対象の家庭にお配りします。

大切なお知らせが保護者会員のお手元に届かない場合は、下記問い合わせ先（メール）、若しくは、連絡帳などで担任にお申し出ください。

●PTA会費について

学校が行なう教材費の引き落としとともに、徴収いたします。

引き落としシステムの都合上、引き落とし額の変更が決まった時期にしか出来ません。そのため、途中入会または退会の際の徴収または返金方法につきましては、個別でのご説明となりますのでご了承ください。

●PTA掲示板

職員玄関と事務員室の間の壁面に、PTA活動に関する掲示物を貼り出しています。

●PTA活動に関するご意見・お問い合わせ先

以前は PTA ポストが設置されていましたが、メール連絡が主流になり利用される方がいない現状に合わせて、令和 3 年 6 月を以って廃止致しました。今後は、PTA 関連のご意見・お問い合わせは、下記メールアドレス宛てにお願いします。メールが出来ない等の事情がある際は、連絡帳に PTA 宛てとした手紙を挟んでいただけましたら先生経由で受け取ります。

メールアドレス：taira.pta@gmail.com.

●資源回収

古紙や布の集団回収を行うと、川崎市より奨励金が交付される制度があります。お近くの回収場所に、火曜日の午前9時までに古紙や布を出していただくと、指定業者が回収し、重量に応じてPTAに奨励金が交付されます。

奨励金はPTA特別会計に組み入れ、児童とPTA会員の福利厚生に使用します。回収場所の設置・変更・廃止は校外生活委員と役員にて行ないます。

ミックスペーパーも回収を行います。詳しくは、校外生活委員より配信するお知らせを、ご確認ください。

毎週火曜日

平小学校PTA

新聞・雑誌・本・ダンボール・紙類・布

古紙集積所

9時までにお出ください(時間厳守)

雨天実施・前日には出さないで下さい。

●ベルマーク運動

「ベルマーク」とは協賛会社の商品につけられている、鈴（ベル）形のマークで、集計してベルマーク財団に送ると1点=1円として貯められます。貯まった点数に応じて、児童の教育環境向上のための物品やサービスを購入します。

プリンターのインクカートリッジ（エプソン・キャノン・ブラザー社製）や、テトラパックのマークのついた紙パックもベルマークとして扱われますが、新型コロナウイルス禍においては回収を休止しております。

令和5年度の回収の内容についての詳細は、ベルマーク委員会から出されるお手紙をご覧ください。

Web bellmark にもご協力ください。

●イベント企画

令和元年度以前は、「わいわいフェスティバル(模擬店などを出店し、縁日のような企画です)」を開催していました。令和3年度・令和4年度は、「みんなであそぼう DAY」として校内を巡る謎解き企画を行ないました。

令和5年度からは、毎年同じ内容のイベントと限定せず、イベント企画委員を中心に、子供のためのイベント等を企画・運営していきます。

●家庭教育学級

家庭教育学級とは、PTA会員等が子どもの理解や家庭教育について主体的に学ぶ場です。

平小学校では、ボランティアで開催してくださる方がいる時のみの開催となります。

●夏休み親子工作教室

川崎市の教育委員会には「夏休み親子工作教室連絡協議会」が設置されており、夏季休業期間を利用して、子どもたちに木工工作等の体験学習の機会を提供していただいています。

当日の工作指導は連絡協議会から派遣された講師の方がさせていただきますが、その他の開催にかかる準備等は各校のPTAが行なうこととなります。

平小学校では、連絡協議会から実施校の募集がきた時点で開催ボランティアを役員が募集し、必要人数が集まった時のみ開催します。

地域・他校との交流（関連団体）

●美松会（みまつかい）

平小の後援会で、本校PTAにとって最も親しい団体です。平小の開校記念事業委員会のメンバー、元PTA運営委員、元教職員、地域の賛同者、現教職員、現PTA役員で構成されています。会員の親睦をはかり平小の発展に資する活動を行います。

主な事業に、わいわいフェスティバルへの出店、食育授業への協力などがあります。会員募集や活動の予定を「美松会だより」でお知らせしています。

●向丘中学校区地域教育会議

地域の特性を生かした教育のあり方を模索し、教育行政に反映させるための会です。向丘中学校区内（向丘中・平小・南原小・長尾小・上作延小）の地域住民から選ばれた委員・PTA会長・校外生活委員長などで構成され、定期的に会合を持っています。

地区別懇談会、ふれあい音楽祭などを開催し、広報紙「平瀬川」を発行しています。

●宮前区PTA協議会（区P）

宮前区内の21小学校、8中学校（平成28年1月現在）の単位PTAを取りまとめしており、各学校から1名選出された運営委員と、中学校区ごとに選出された役員によって運営されています。

PTA研修や、ママさんバレーボール大会を開催し、広報紙「区P協だより」を発行しています。区P総会には平小PTAの代表も参加します。

●川崎市PTA連絡協議会（市P）

川崎市内の7区のPTA協議会で構成され、川崎市内の市立小中高等学校PTAを取りまとめています。

PTA広報紙コンクール、市制記念日の「親と子のつどい」などを開催、広報紙「市P協かわさき」を発行しています。市P総会には、平小PTAの代表も参加します。

●姉妹校 長野県富士見町立境小学校

昭和54年度の国土庁（当時）の委託事業をきっかけに、八ヶ岳少年自然の家近くの境（さかい）小学校と、姉妹校としての交流を行っています。

●学校警察補導連絡協議会（学警連）

宮前区内の小中高等学校と警察署が連絡を取りあい、児童・生徒の指導や補導をするために作られた組織で、定期的に協議、研修の機会が持たれています。

●こども110番

子供が危険を感じた場合や、体調が悪くなった時などの緊急時に駆け込めるお宅や店舗に「こども110番」のステッカーが貼ってあります。お子さまと一緒に場所を確認しておきましょう。

●平小子ども安全・安心協議会

宮前区では小学校ごとに学校単位の「子ども安全・安心協議会」を組織しています。子どもを犯罪から守り、登下校時における地域の安全を確保するなど、子どもを含めた地域住民が、安全で安心して暮らせる地域社会をつくることを目的としています。周辺自治会・民生児童委員・PTA会長・PTA校外委員などで構成されています。

●施設開放委員会

川崎市の「学校施設の開放」の方針に則り、平小も体育館・校庭を一般に開放しています。これらの施設を利用する団体は、平小の施設開放委員会に所属し、利用に関する話し合いに参加し、校庭や体育館の整備、敷地内の草取りなど環境整備につとめています。

●PTAバレーボール部

PTAのサークルです。例年、秋に開催される宮前区PTA協議会主催「ママさんバレーボール大会」(9人制)に向けて活動しています。スポーツを通じて、PTA会員同士の親睦をはかり、他校PTAと交流することを目的としています。

詳しく、お知りになりたい方は、PTAメール(taira.pta@gmail.com)まで、ご連絡ください。

●寺子屋「たいら」

地域の町内会・自治会などの方が川崎市からの協力を受け、金曜日の放課後に学習教室を1～3年生を対象に宿題や寺子屋で用意したプリント等を中心に、楽しく勉強します。

毎月第3土曜日には、体験活動とし、全学年を対象に楽しいプログラムを企画・実施しています。

平小学校とPTAのあゆみ

昭和 52 年	4 月 1 日	平小学校創立
	7 月 26 日	PTA設立総会
	12 月 20 日	本校舎・体育館・校庭工事完了
昭和 53 年	3 月 2 日	開校式（開校記念日）
昭和 54 年	4 月 27 日	体育館施設開放開始
	8 月 11 日	散水栓設置
	9 月 25 日	地域交流教育（長野県富士見町立境小学校）
昭和 55 年	8 月 4 日	プール完成
昭和 56 年	4 月 12 日	校庭施設開放開始
	4 月 23 日	長野県境小学校との交流交歓会（第 1 回）
	5 月 22 日	花壇・学級園（角地）の新設
昭和 57 年	3 月 2 日	5 周年記念集会
昭和 58 年	11 月 13 日	第 1 回バザー開催
	12 月 23 日	校庭防球ネット設置
昭和 59 年	2 月	PTAのてびき初版発行
	10 月 26 日	縦割り全校遠足（第 1 回）
	10 月 27 日	川崎の教育を考える市民会議開催（約 3 0 0 名参加）
	11 月 11 日	第 2 回バザー開催
昭和 60 年	10 月 27 日	第 3 回バザー開催
昭和 61 年	10 月 19 日	第 4 回バザー開催
	11 月 12 日	神奈川県教育委員会教育課題研究（理科）発表
	12 月 2 日	創立 1 0 周年式典挙行 観察池設置・郷土資料室設置・焼成小屋完成・正門付近の舗装
昭和 62 年	4 月	資源回収 毎週火曜開始
昭和 63 年	1 月 22 日	ベルマーク運動開始
	7 月 5 日	PTA活動見直しのため特別委員会設置
平成 元年	10 月 23 日	運動場および校地整備（正門より運動場まで舗装）
平成 2 年	2 月 3 日	PTA臨時総会（規約および細則の一部改正）
平成 4 年	2 月 26 日	川崎市教育委員会委嘱生活科研究報告会
	11 月 14 日	第 1 回わいわいフェスティバル
平成 5 年	1 月 20 日	川崎市教育委員会委嘱生活科研究報告会
	11 月 28 日	第 2 回わいわいフェスティバル

平成 6年	11月 6日	P T A会費値上げ特別小委員会設置
	11月12日	第3回わいわいフェスティバル
平成 7年	3月4日	P T A 3月総会 (P T A会費改正)
	7月15日	創立20周年記念事業実行委員会発会式
	11月12日	第4回わいわいフェスティバル
平成 8年	7月16日	“平ふれあい館”上棟
	8月25日	親子工作教室開催
	10月6日	創立20周年記念 わいわいフェスティバル
	11月30日	創立20周年 記念式典
平成9年	3月1日	平小20周年記念植樹(野草園)
		みかん・すもも・やまもも・きんかん20～25本
	11月9日	第6回わいわいフェスティバル
平成10年	11月8日	第7回わいわいフェスティバル
平成11年	3月27～29日	神木本町トンネル壁画作成
	4月	“特色ある学校づくり”推進校の委嘱を受ける。
	10月20日	パソコンルームへパソコン7台搬入・使用開始
	11月7日	第8回わいわいフェスティバル
平成12年	4月27日	P T A総会開催(規約・細則一部改正を含む)
	9月12日	ゆとりの学習室『本の森』完成
	11月5日	第9回わいわいフェスティバル
	11月16日	“特色ある学校づくり”研究報告会
平成13年	6月18日	教育課程「総合的な学習の時間」授業研究会
	11月3日	第10回わいわいフェスティバル
平成14年	6月27日	P T A臨時総会(規約の一部改正を含む)
	11月2日	第11回わいわいフェスティバル
	11月27日	“特色ある学校づくり”研究報告会
平成15年	4月1日	わくわくプラザ開設
	11月1日	第12回わいわいフェスティバル
平成16年	4月1日	少人数指導 算数 低・高2人体制
	6月4日	校庭整地
	11月6日	第13回わいわいフェスティバル
平成17年	6月2日	プール全面塗装
	9月27日	A棟昇降口側壁面塗装
	11月5日	第14回わいわいフェスティバル
平成18年	6月8日	平小子ども安全・安心協議会設立

	7月3日	飼育小屋完成
	7～9月	特別教室に扇風機設置
	7～8月	校内耐震工事
	8月	図書室にエアコン設置
	10月28日	第15回わいわいフェスティバル
	11月23日	創立30周年記念式典
	12月	情報配信システム（オープン型）導入
	12月	パソコンルーム新機種導入・増設
平成19年	4月27日	歩道設置要望書を市に申請
	5月21日	「平小 安全・安心の日」集団下校訓練実施
	10月	体育館2階会議室新設
	11月3日	第16回わいわいフェスティバル
	12月17・18日	体育館2階会議室にエアコン設置（寄付）
平成20年	5月7日	クローズ型情報配信システム開始
	7月	神木本町4丁目宅地開発工事開始に伴い、下校見守り活動開始
	11月22日	第17回わいわいフェスティバル
平成21年	1月17・18日	ネットデイ（ボランティアによるLAN工事）
	8月	特別教室を除く、全教室にエアコン設置（川崎市）
	11月7日	第18回わいわいフェスティバル
	11月	神木本町4丁目宅地開発工事終了に伴い、下校見守り活動休止
	12月	ベルマークで防球ネットを購入・設置
平成22年	5月・7月	テント4張り購入
	11月6日	第19回わいわいフェスティバル
	12月3日	美松会30周年記念行事
平成23年	4月23日	PTA総会にて規約修正
	5月16日	改訂版PTAのしおり配布
	6月7日	「平小 安全・安心の日」集団下校訓練実施
	10月29日	第20回わいわいフェスティバル
平成24年	4月21日	PTA総会にて規約改正
	5月14日	改訂版PTAしおり配布
	5月	テント4張り購入
	6月8日	「平小 安全・安心の日」集団下校訓練実施
	11月10日	第21回わいわいフェスティバル

平成 25 年	4 月 2 3 日	わいわい横断幕購入
	5 月 1 5 日	PTA バレー部ユニフォーム購入
	6 月 1 4 日	「平小 安全・安心の日」集団下校訓練実施
	9 月 1 0 日	ブルーシート購入
	1 0 月 1 7 日	テント 6 張り購入
平成 26 年	1 1 月 9 日	第 22 回わいわいフェスティバル
	1 月 3 0 日	チーパージュレッター購入
	6 月 1 3 日	「平小 安全・安心の日」集団下校訓練実施
	8 月 2 9 日	長机 20 台購入
	9 月 2 2 日	ベルマークで「ミズノ走り方教室」応募・開催
平成 27 年	1 1 月 8 日	第 23 回わいわいフェスティバル ベルマーク関連キャンペーンに応募「バナナ約 700 本」 当選
	5 月 1 2 日	PTA 会議室 コピー機購入
	6 月 1 2 日	「平小 安全・安心の日」集団下校訓練実施
	9 月 2 4 日	ベルマークで「ミズノ走り方教室」応募・開催
	1 1 月 7 日	第 24 回わいわいフェスティバル
平成 28 年	3 月 3 1 日	備蓄倉庫設置
	9 月 2 3 日	ベルマークで「ミズノ走り方教室」応募・開催
	1 0 月 2 9 日	第 25 回わいわいフェスティバル
	1 1 月 2 6 日	創立 40 周年 記念式典
平成 29 年	9 月 2 2 日	第 1 回寺子屋「たいら」
	1 0 月 2 8 日	第 26 回わいわいフェスティバル
平成 30 年	9 月 1 9 日	PTA 会議室 PC 購入
	1 1 月 1 0 日	第 27 回わいわいフェスティバル
令和元年	6 月～	トイレ快適化工事
令和 2 年 令和 3 年	1 1 月 9 日	第 28 回わいわいフェスティバル
		新型コロナ感染対策として、各種行事の自粛を決定
		昨年度に引き続き、各種行事や活動方法の見直し
	4 月～3 月	体育館改修工事に伴い、PTA 会議室も改修
	6 月	PTA ポストの廃止、相談連絡先として、メールアドレスを設ける。
	7 月 1 4 日	規約変更を主旨とした臨時総会を書面にて開催
	1 1 月 2 0 日	みんなで遊ぼう DAY 開催（わいわいフェスティバルに替わるイベント）
1 2 月 1 4 日	規約変更を主旨とした臨時総会を書面にて開催	

令和4年	4月 9月～10月 11月19日	<p>体育館改修工事終了に伴い新PTA会議室使用開始</p> <p>平小 PTA 名義で設置されていた注意看板を劣化のため撤去</p> <p>危険個所については区役所の危機管理担当へ依頼し電柱幕による注意書きを設置</p> <p>看板撤去に伴い廃棄した避難所への案内についてはPTAにて電柱幕を作成し設置</p> <p>みんなであそぼう DAY 開催</p>
------	----------------------------	---

川崎市立平小学校PTA規約

第1章 会の名称と目的

(名称)

第1条 この会は川崎市立平小学校PTAと称し、事務局を同学校内におく。

(目的)

第2条 この会は保護者と学校教職員とが協力して家庭・学校・社会での児童の幸せな成長をはかることを目的とする。

第2章 会の活動と方針

(活動)

第3条 この会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. 学校と家庭とが連絡を密にして教育効果を高める。
2. 児童の教育環境、生活環境を整備充実する。
3. 会員相互の教養を高め親睦をはかる。
4. その他、目的達成に必要な活動。

(運営方針)

第4条 この会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って運営する。

1. 特定の政党や宗派に偏ることなく、また専ら営利を目的とする行為は行わない。
2. 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
3. 学校の人事・運営・管理には干渉しない。

第3章 会員

(会員資格)

第5条 この会は川崎市立平小学校に在籍する児童の保護者、またはこれにかわる者および本校の教職員をもって会員とする。

(権利義務)

第6条 会員はみな平等の権利と義務を持つ。

(入退会の手続)

第7条 入退会の手続は細則において定める

(会費)

第8条 この会の会費は細則において定める

第4章 経理

(経費)

第9条 この会の経費は会費、その他の収入によってまかなう。

(経理)

第10条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

(特別会計)

第11条 この会に、特別会計を設置する。特別会計は、わいわいフェスティバル・資源回収事業等特別会計とする。

(決算)

第12条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され承認されなければならない。

(会計年度)

第13条 この会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 役員及び会計監査

(役員)

第14条 この会に次の役員を置く

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 会計 若干名
4. 書記 若干名

(役員の数)

第15条 前条の2号から4号についての人数は、第22条に定める運営委員会にて毎年検討し決定する。

(役員の職務)

第16条 この会の役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長はこの会を代表し会務をまとめる。
2. 副会長は会長を補佐し会長不在のとき代行する。
3. 会計はこの会の経理事務を担当し、年度末に監査を受け、決算報告をする。
4. 書記はこの会の庶務を担当する。

(会計監査)

第17条 この会の経理を監査するために、会計監査(保護者)2名を置く。会計監査はその年度の会計を監査し、結果を総会に報告する。

第6章 推薦委員会

(推薦委員会の設置)

第18条 役員および会計監査の候補者を指名する時には、役員・会計監査候補者推薦委員会(以下「推薦委員会」という)を置く。推薦委員会について必要な事項は、細則で定める。

第7章 総会

(総会)

第19条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。

(総会の開催)

第20条 総会は年1回開く。ただし運営委員会で必要と認めるとき、または会員の3分の1以上の請求があったときは臨時に総会を開くことができる。

(総会の成立および議事の決議)

第21条 総会は会員の3分の1以上の参加をもって成立し、議事は参加者の過半数をもって決める。

(総会の議決事項)

第22条 総会では次の事を決める。

1. 事業報告と決算の承認
2. 事業計画の承認と予算の議決
3. 規約の改廃に関する事項
4. その他、この会の目的達成に必要な事項

第8章 運営委員会

(運営委員会)

第23条 運営委員会は、役員・常置委員会の正副委員長及び校長・教頭・教務主任をもって構成し、議事がある時のみ開催する。

(運営委員会の成立および議事の決議)

第24条 運営委員会は委員の3分の1以上の出席(代理出席を含む)をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決める。

(運営委員会の任務)

第25条 運営委員会の任務は次の通りである。

1. 総会に提出する議案及び報告書の作成。
2. 総会の実施
3. 総会で決議された事柄の執行。

(運営委員の任期)

第26条 運営委員会の委員は、その任務が終了した後、総会において解任される。

第9章 常置委員会および特別委員会

(常置委員会)

第27条 この会の目的を達成するために常置委員会を置く。常置委員会について必要な事項は細則に定める。

(特別委員会)

第28条 運営委員会が必要と認めた場合は、特別委員会を設けることができる。

第10章 個人情報

(個人情報)

第29条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理につ

いては「川崎市立平小学校PTA個人情報取扱規則」に定めて運用するものとする。

第11章 細則

(細則)

第30条 この会の運営について必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定める。

第12章 慶弔

(慶弔)

第31条 会員の慶弔に関する事項は別に定める慶弔規定による。

第13章 附則

この規約は昭和53年7月26日より実施する。

- ・昭和58年5月11日規約の一部を改正し実施する。
- ・平成2年2月3日規約の一部を改正し平成2年度から実施する。
- ・平成7年3月4日規約の一部を改正し平成7年度から実施する。
- ・平成12年3月1日規約の一部を改正し平成13年度から実施する。
- ・平成14年6月27日規約の一部を改正し平成15年度から実施する。
- ・平成21年4月28日規約の一部を改正し実施する。
- ・平成22年4月28日規約の一部を改正し実施する。
- ・平成23年4月23日規約を修正し実施する。
- ・平成24年2月1日規約の一部を改正し実施する。
- ・令和3年7月21日規約の一部を改正し実施する。
- ・令和3年12月20日規約の一部を改正し令和4年度から実施する

川崎市立平小学校PTA細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、川崎市立平小学校PTA規約(以下「規約」という。)の実施に必要な事項を定める。

第2章 入退会

(入退会の手続)

第2条 この会の入退会の手続は次のとおりとする。

- 1 入学もしくは転入学または異動に当たって、会員資格を有する者のうち、この会への入会を希望しない者はその旨を申し出るものとする。
- 2 未入会または退会し、会員資格を有する者が入会を希望する場合は、別に定める「入会希望届」を提出するものとし、運営委員会における承認により、承認日をもってこの会に入会できる。
- 3 会員が別に定める「退会届」を提出した場合は、提出日をもってこの会を退会するものとする。

第3章 会費

(会費の月額)

第3条 この会の会費は月額一世帯 300 円に児童一人あたり 50 円を加えた額とする。また教職員は、一律 350 円とする。

(月の中途の入会または退会に伴う取扱い)

第4条 月の中途の入会または退会に伴う会費の日割り計算は行わないものとし、次のとおり徴収する。

- 1 月の中途の入会の場合
入会当月分の徴収を行わず、翌月分から徴収する。
- 2 月の中途の退会の場合
退会当月分の徴収を行わず、前月分まで徴収する。

第4章 推薦委員会

(選出)

第5条 役員・会計監査候補者推薦委員会(以下「推薦委員会」という)は役員によって構成し、互選によって正副委員長を決める。この他に教職員2名を相談役としておく。

(公示)

第6条 会長は推薦委員会の構成を公示する。

(成立・議決)

第7条 推薦委員会は委員の3分の1以上の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。

(候補者の決定)

第8条 推薦委員会は役員及び会計監査の候補者を決定し本人の承諾を受け、活動開始時期までにその氏名を会員に知らせる。

(信任)

第9条 推薦委員会は役員及び会計監査候補者について信任投票を行い決定し、その結果を公示する。

(任期)

第10条 推薦委員会の委員は、その任務が終了した後、総会において解任される。

(非役員)

第11条 推薦委員は、役員及び会計監査になることはできない。ただし、自薦は可とする。

第5章 常置委員会

(常置委員会および選出)

第12条 全校より次の委員を選出し、協力してPTA活動の運営にあたる。

1. (1) 広報委員会

(2) 校外生活委員会(活動上、通学路ごとの選出)

(3) わいわいフェスティバル委員会

(4) ベルマーク委員会

(5) 卒業対策委員会(活動上、6年生からのみ選出)

2. 選出方法は互選とし、その基準は別に定める。

(卒業対策委員会)

第13条 卒業対策委員会は、卒業記念品の選定・卒業式の花の手配等を行う。互選によって正副委員長を決める。

(ベルマーク委員会)

第14条 ベルマーク委員会は、子どものベルマーク委員会と協力し、ベルマーク・カートリッジ・テトラパックの回収・集計・発送作業を行う。互選によって正副委員長を決める。

(広報委員会)

第15条 広報委員会は、会員・他校との情報交換、広報活動に関わる活動を行う。互選によって正副委員長を決める。

(校外生活委員会)

第16条 校外生活委員会は、校外生活指導、児童の登下校の安全、地域の教育環境の保全、資源回収およびその会員への連絡に関わる活動を行う。学区を地域の実情に応じて通学路コースに分け、コースごとに委員を選出して校外生活委員会を構成する。また、互選によって正副委員長を決める。通学路コースの変更は前年度運営委員会において決定する。

(イベント企画委員会)

第17条 イベント企画委員会は、子供のためのイベント等の企画・運営を行う。互選によって正副委員長を決める。

(分限)

第18条 各常置委員会は主体性をもって運営されるが企画立案事項は運営委員会の議決を経なければ執行することはできない。

(合同委員会)

第19条 運営委員会は必要によって合同委員会を開き、各常置委員会の活動計画の討議や推進を図ることができる。

第6章 附則

- ・ 昭和55年5月8日細則の一部を改正し実施する。
- ・ 昭和57年5月12日細則の一部を改正し実施する。
- ・ 昭和58年5月11日細則の一部を改正し実施する。
- ・ 昭和62年5月8日細則の一部を改正し実施する。
- ・ 平成2年2月3日細則の一部を改正し実施する。
- ・ 平成13年3月1日細則の一部を改正し平成13年度より実施する。
- ・ 平成15年3月6日細則の一部を改正し平成15年度より実施する。
- ・ 平成20年2月29日細則の一部を改正し、平成20年度より実施する。
- ・ 平成21年4月28日細則の一部を改正し実施する。
- ・ 平成22年4月28日細則の一部を改正し実施する。
- ・ 平成23年4月23日細則を修正し実施する。
- ・ 平成24年4月21日細則の一部を改正し実施する。
- ・ 平成28年12月10日細則の一部を改正し実施する。
- ・ 平成30年1月13日細則の一部を改正し、平成30年度より実施する。
- ・ 令和2年1月11日細則の一部を改正し、令和2年度より実施する。
- ・ 令和3年1月9日細則の一部を改正し、令和3年度より実施する。
- ・ 令和3年12月20日細則の一部を改正し、令和4年度より実施する。
- ・ 令和3年12月27日細則の一部を改正し、令和4年度より実施する。
- ・ 令和4年12月28日細則の一部を改正し、令和5年度より実施する。

川崎市立平小学校 PTA 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 この個人情報取扱規則は、川崎市立平小学校 PTA（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いと PTA 活動の円滑な運営を図り、会員個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA 役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取扱いについて定める。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA 活動における個人情報の保護に努めねばならない。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA 会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、PTA 役員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報を、みだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会が個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示しなければならない。なお、病歴、障害、医師等からの指導・調剤情報などを収集する場合は、これもあらかじめ本人の同意を得ねばならない。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) PTA の活動における連絡および名簿の作成
- (2) 広報紙および配付物において、氏名の記載等
- (3) 大規模災害等、会員の人命安全に関わる際の情報共有のため

(利用目的による制限)

第8条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理しなければならない。不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄しなければならない。

(保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で管理しなければならない。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、送付情報内容の限定やファイルにパスワードをかけるなど利用者を適切に管理し、使用後もそのデータを適切に管理しなければならない。

(第三者提供の制限)

第11条 本会の取り扱う個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供を受ける際の確認等)

第12条 第三者（前条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(第三者提供に係る記録の作成等)

第13条 個人情報を第三者（前条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(情報開示等)

第14条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第15条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第16条 本会は、PTA 役員に対して、定期的に、個人データの取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第17条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第18条 本会の「川崎市立平小学校 PTA 個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

附則

本規則は、令和3年7月21日より施行する。

川崎市立平小学校PTA慶弔規定

第1条 この規定は平小学校PTA慶弔規定とし、児童・会員の慶弔に関して会を代表し慶弔の意を表するものである。

第2条 この規定の改廃は運営委員会において決定する。

第3条 対象は下表の通りとする。この規定以外、特別な事情がある場合は役員の協議の上考慮する。

対象	慶弔額	備考
児童の不幸	10000 円	役員・学年委員は通夜または告別式へ参列
会員の不幸	10000 円	役員・学年委員は通夜または告別式へ参列
教職員の配偶者の不幸	5000 円	役員・学年委員は通夜または告別式へ参列
児童の長期療養	5000 円	1 ヶ月以上の入院または加療
教職員の長期療養	5000 円	1 ヶ月以上の入院または加療
会員の災害	役員の協議	
教職員の結婚	5000 円	
教職員の出産	3000 円	男性職員の子を含む
教職員の転任・退任	1 年未満 2000 円 1 年毎に 1000 円増	端数月は切上げ 10000 円を上限とする
役員の退任	花束	4 月の新旧運営委員会にて

第4条 平成 12 年 3 月 1 日、規定の一部を改正し、平成 12 年度より実施する。

平成 23 年 4 月 16 日、規定の一部を改正し実施する。



校章

平小校章の上部は小学校の「小」の文字と羽ばたく鳥。
また、子どもたちがおおしく育つよう、校地近くにあった三本松を象形しています。

三本の線は校区の丘と児童・保護者・教職員、川崎市の「川」をあらわし、あわせて知・徳・体の調和のとれた子どもであってほしいとの願いがこめられています。